平成２４年（フ）第７１４号
福岡市東区香椎２丁目31番５―103号
債務者　松田　雅枝
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４６号
福岡市城南区神松寺２丁目６番24号
債務者　蘆塚　好伸
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６３号
福岡県宗像市稲元４丁目23番８―902号
債務者　原　　智子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９０号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―306号
債務者　藤田　祐司
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５６号
福岡県古賀市新原883番地３
債務者　智原　常代
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７０号
福岡県糟屋郡志免町南里７丁目８番８号エルパラシオ106号
債務者　広渡　祐也
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８３号
福岡市南区南大橋１丁目２番８号
債務者　坂口　誠一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８９４号
福岡市南区柳河内２丁目10番13号
債務者　大嶋　千鶴
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９１４号
福岡市東区香椎２丁目26番15―203号
債務者　白崎　園美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２２号
福岡市西区壱岐団地21番504号
債務者　平松　　瞬
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３７号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目３番１号ライオンズコーポ原町206号
債務者　ラーメン亭こと　能間　慎一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３８号
福岡市東区和白東１丁目20番12―201号
債務者　百田　直美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３９号
福岡市博多区那珂５丁目５番11号
債務者　森永　正美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４０号
福岡市博多区那珂５丁目５番11号、住民票上の住所福岡県糸島市高祖64番地
債務者　森永　晴子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９４３号
福岡市東区原田２丁目15番31号
債務者　増田　憲治
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６０号
福岡市中央区小笹３丁目９番45―403号
債務者　山本賢太郎
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９７３号
福岡市西区小戸１丁目35番９―408号
債務者　岡　　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８５号
福岡市東区美和台３丁目34番５―102号
債務者　立石　啓太
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部